

ジェンダーベーストバイオレンスと法改正 — 精神科医の視点から

小西聖子(武蔵野大学)

本発表はジェンダーベーストバイオレンス（GBV）に関する国際的・国内的な動向、法制度の変遷、そして現場から見た課題を精神科医の視点で整理したものである。

GBV の概念は、1990 年代以降、国連や UN Women などの国際機関によって使用され、広まった。単なる「女性に対する暴力（VAW）」ではなく、社会的・文化的に構築された性別役割に起因する構造的な暴力であることに力点がある。イスタンブール条約（2011 年）は、VAW を「女性であるという理由により行われるジェンダーに基づく暴力」と明文化している。

日本においても、1999 年の DV 防止法を皮切りに、女性に対する暴力という概念で GBV への対応が法制度に組み込まれてきた。性暴力に関する取り組みを法や政策の歴史の中で振り返ると 2000 年代以降は、児童虐待防止法、ストーカー規制法、犯罪被害者等基本法などが相次いで制定され、2021 年以降も性犯罪や AV 出演被害、子ども性暴力防止法などの新法が成立した。

ここでは私が実際に改正にかかわった、2023 年の DV 防止法改正と性犯罪にかかわる刑法改正とについて述べる。DV 法の改正では、この改正では、保護命令の対象や期間の拡大、SNS 等を用いた加害行為への対応、子どもへの接近禁止命令の創設、保護命令違反の厳罰化などが盛り込まれた。また、被害者の自立支援や地域協議会の法定化も進められた。

改正があっても、DV 支援の現場では依然として多くの課題が残されている。保護命令の発令数は減少傾向にあり、心理的影響の軽視や、長期的な視点での被害者の自立支援の不足が指摘されている。SNS を通じた新たな加害手段への対応も不十分であり、加害者更生プログラムや子ども支援との連携、多様なジェンダーへの対応、地域格差、支援者の待遇など、制度的な課題が山積している。

刑法改正については、警察庁の犯罪統計における認知された被害の大幅増が確認され、またここ数年の性暴力への社会の視線の変化が感じられる。特に子どもへの性被害については、男児を対象としたものも含め、その広範な存在が意識されるようになった。臨床でもその影響は感じられるが、結果、治療専門家の不足がより明確になってきている。

また、近年では男性や LGBTQ+ など、多様な被害者の存在も明らかになってきた。また従来の危機における支援だけでなく、長期の支援や、大都市と地方の支援格差の問題など、さらに、女性の貧困、高齢女性の年金問題なども課題になりつつある。インターセクショナリティの視点からの被害者の分析が求められていると思うが、一方でそれがすぐに問題を見えにくくしてしまうことも感じる。企業がアメリカの政治の影響で簡単に DEI をやめる状況を見ると、努力をやめるとすぐに社会の後退が始まる危うい状況であると考えざるを得ない。

ジェンダーバイストバイオレ ンスと法改正 ー精神科医の視点からー

武蔵野大学 小西聖子

本日の内容

1. Violence against WomenとGender based Violenceの概念
2. いくつかの法改正とその効果、課題
3. 私の視点から見た現況での問題

女性に対する暴力(国際的に) Violence against Women

1960年代から80年代の第二波フェミニズム

- DV
- Rape・性暴力
- ポルノグラフィー

これらの問題を、単なる「個人的な問題」ではなく、「社会構造的な暴力」として再定義。

1994年 米国でViolence Against Women Act制定

- 被害者支援
- 加害者への刑事罰
- 教育・啓発活動の推進

1993年 国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択

女性に対する暴力(日本では) Violence against Women

第二波フェミニズム一一部での先進的な動き

1990年代: 前述の国際的な動向とともに「Violence Against Women (VAW)」の概念や言葉の使用は、1990年代に国際的な動向とともに広がる

1999年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」

- 家庭内暴力(DV)を含む女性に対する暴力への対応。この法律の成立により、VAWの概念が政策や法制度の中で明確な対象となった。

1999年: 男女共同参画基本計画(H12.12.12)

- 第7章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

2001年 DV調査(現在の被害者調査)女性に対する暴力専門調査会が開かれる。

Gender Based Violenceの概念

1990年代後半以降：

- 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) や UNFPA などが、紛争下の性暴力や LGBTQ+ に対する暴力も含めた「GBV」という用語を使用し始める

2000年代以降：

- SDGs や 国際人道支援の文脈で、GBV がより包括的な概念として広がる。

イスタンブール条約(2011年)：

- VAW を「女性に対するジェンダーに基づく暴力」と法的に明文化した初の国際条約。
- 国際的には、GBV (ジェンダーに基づく暴力) 対策のモデルとしても活用
- イスタンブール条約第3条
 - 「ジェンダーに基づく暴力 (gender-based violence against women)」とは、女性であるという理由により女性に対して行われる暴力であり、女性に不均衡な影響を及ぼす暴力を含む」

なぜ、GBVなのか

暴力の根源を「ジェンダー構造」に求めるため

- 単なる「女性に対する暴力（VAW）」ではなく、社会的・文化的に構築された性別役割（ジェンダー）に起因する暴力であることを明示するため。
- これにより、暴力を個人の逸脱行為ではなく、構造的な不平等の結果として捉える視点が強調される。

国際的な人権基準との整合性

- 国連やUN Womenなどの国際機関が、1990年代以降「GBV」という用語を使い始めた流れを受け、国際的な人権用語としての整合性を持たせるため。

多様な被害者への配慮

- 主対象は女性であるが、性的指向や性自認に基づく暴力（LGBTQ+への暴力）にも言及できるよう、より包括的な用語としてGBVが使われる。
- 実際、条約では「すべての女性と女児」が対象とされ、移民、難民、障害者、性的マイノリティなどの脆弱な立場の人々への配慮も求められる。

女性に対する暴力は、世界的な重大課題

ドメスティックバイオレンスの実状は

日本におけるGBVの進展のはじまり

2000年 犯罪被害者等保護二法

- 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部改正と、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定。現在の基本。

2000年

- 児童虐待防止法、ストーカー規制法

2001年

- DV防止法

2004年

- 犯罪被害者等基本法

2005年

- 犯罪被害者等基本計画策定

2021年以降に成立した主な関係法律

(通称、正式名称の混成です.)

2021年

- 教育職員等による児童生徒、性暴力等の防止等に関する法律
- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

2022年

- 児童福祉法等の一部を改正する法律
- AV出演被害防止救済法

2023年

- 性犯罪に関する刑法改正
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律
- 刑事訴訟法の一部を改正する法律
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

2024年

- 子ども性暴力防止法(日本版DBSを含む)
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

DVからIPVへ

海外では呼び名が変わってきた。WHOも国連・UnwomenもIPVを使っている。

世界のDVの実状は—女性と少女に対する暴力の蔓延

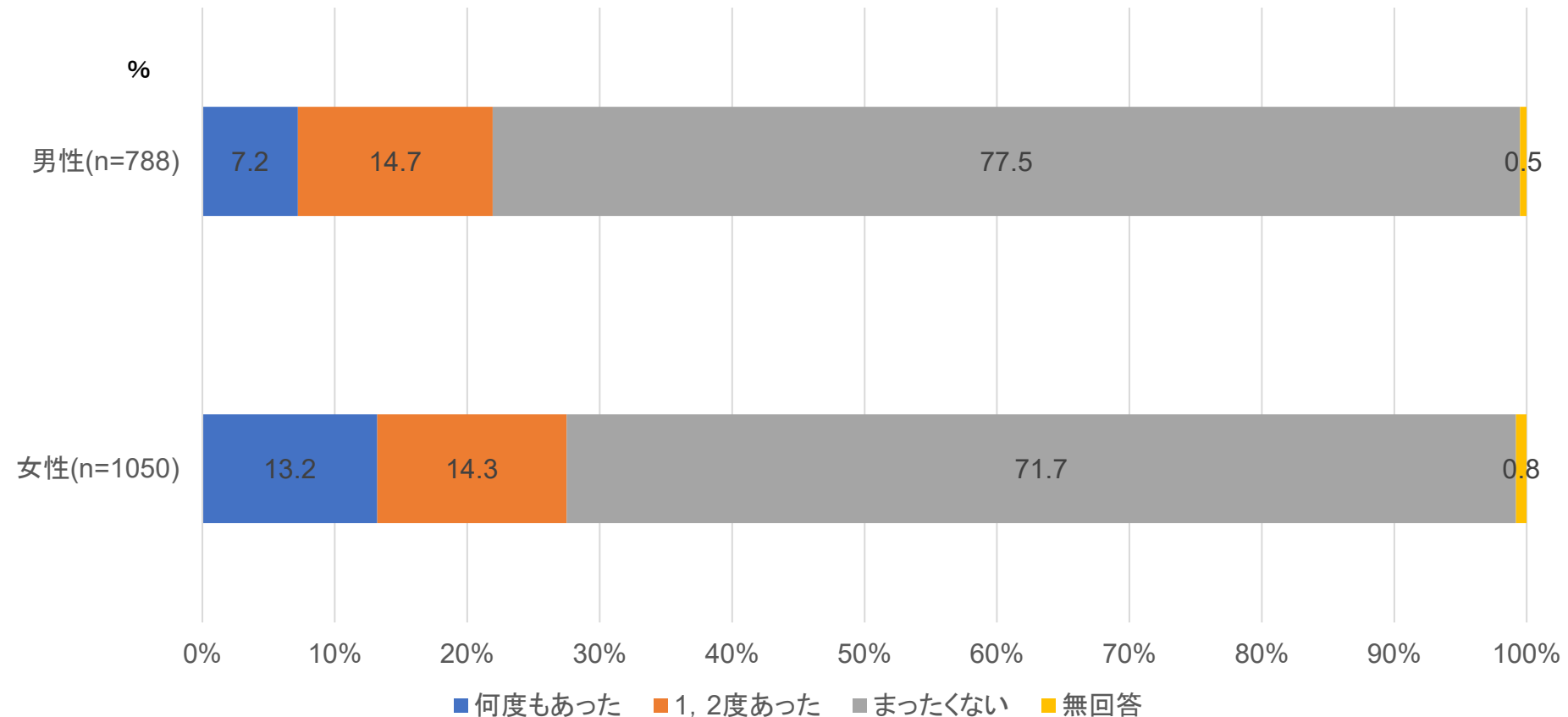
<https://www.unwomen.org/en/what-we-do/ending-violence-against-women/facts-and-figures>

(UN womenのホームページから 2025年5月26日取得)

- 世界では推定7億3,600万人の女性（**ほぼ3人に1人**）が、身体的および/または性的な親密なパートナーからの暴力、パートナー以外の性的暴力、またはその両方を生涯に少なくとも1回は受けている（15歳以上の女性の30%）。この数字にはセクシャルハラスメントは含まれていません。**うつ病、不安障害、予期せぬ妊娠、性感染症、HIVの罹患率**は、暴力を経験したことのない女性に比べて、暴力を経験した女性の方が高く、また、暴力が終わった後も続く可能性のある他の多くの健康上の問題も同様です。
- **交際経験のある15～19歳の思春期女子のほぼ4人に1人（24%）が、親密なパートナーや夫からの身体的暴力や性的暴力を経験している。**15歳から24歳の若い女性の16パーセントが過去12ヶ月以内にこの暴力を経験しました。

配偶者からの被害経験(n=1838)

内閣府 男女間における暴力に関する調査（令和5年度）から作成



DV(ドメスティック・バイオレンス) という概念

- 1970年代前半 海外(アメリカ、スウェーデンなど)での「DVシェルター」の設置
- レノア・E・ウォーカー 「バタード・ウーマン—虐待される妻たち」(1979)
- 日本での最初の報告書(1992)
 - 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会：ドメスティック・バイオレンス—夫・恋人からの暴力をなくすために。有斐閣選書〔新装版〕，1998年。
- 東京都の調査(1998)
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(2001)

IPV(intimate partner violence)

- 配偶者間暴力よりもさらに広く、性的な関係を持つ、あるいはかつて性的関係を持っていた、相手(パートナー)への力(パワー)の行使を指している。配偶関係があるかないかを問わず、同居中の親密なパートナーも、離婚などによってや別居したパートナーも含まれるし、恋人や以前の恋人なども含む。性的アイデンティティも問わない。同性カップルにおける暴力も異性カップルにおける暴力も含むものである。
- もう少し具体的に表現するなら、「IPVは親密な関係にあるものの間で身体的心理的性的害をなす行動のすべてを指す。身体的攻撃、心理的虐待、強制された性交やその他の支配的な行動（家族や友人から孤立させる、行動を監視する、情報や支援へのアクセスを禁止する）などを含んでいる。(筆者訳、一部省略)」
 - Ann Wolbert Burgess: Victimology: Theories and Applications, 3rd ed. Jones & Bartlett Learning, 2017.

DV防止法の改正

何が変わってきたのか

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の流れ

- 2001年：DV防止法の施行

- 2001年に、DVの被害者を保護するための初の法律である「DV防止法」が施行された。この法律では、配偶者暴力支援センターの設置が定められ、「加害者に6ヵ月間の接近禁止命令や2週間の住居からの退去命令を出すことができることが可能となった。
- しかし、この時には対象は配偶者だけに限られ、また被害者を逃がすというところだけに焦点が当てられ、時間なども限定的であった。
- このあと2003年、2007年、2013年...と改正が行われる。

近年専門調査会で議論されてきたこと(順不同)

- 保護命令がうまく機能していない（相談数は増えているのに保護命令は減少）
- 心理的な影響が軽視されている
- 逃がすだけの支援(当事者の自立を長期的に支援することができていない、特に収入、就労などの面では、ジェンダーによる差別のただなかに被害者を投げ込むことになる)になっている。
- SNSなど新しい手段を使った加害者からの働きかけに対処できていない(ストーカー防止法においていかれている)
- 加害者の更生プログラムの問題
- 子どもの虐待被害支援との連携がない
- 多様なジェンダーに対応していない
- 支援の地域格差
- 支援者の待遇

改正直前における認識 1

配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書（令和4年10月）
女性に対する暴力に関する専門調査会、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ
https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/pdf/wg_report.pdf

- 配偶者等からの暴力は、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力などその形態は多岐にわたり、多くの場合、重なり合っている。
- そして、このような暴力は、決して許されない個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、被害者の生命、身体、精神・心理などのあらゆる面において、被害者に甚大かつ重層的な悪影響をもたらすものである。
- 特に、このような暴力により、加害者と被害者の間に支配・被支配関係を生じさせるという実態を直視しなければならない。

2023年5月の改正

内閣府男女共同参画局資料より

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/r5_01.pdf

< 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの
 - 身体に対する暴力を受けた者、
 - 「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加えて、
 - 「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加
- 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大（現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）

同改正(続き)

〈1〉 続

- ② 接近禁止命令等の期間を6か月間から **1年間に伸長**
 - 注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設
- ③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の**連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得**を追加

同改正(続き2)

〈1〉 続

- ④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件注1を満たす場合について、
 - 当該子への電話等禁止命令注2を創設
 - 注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること等
 - 注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等

同改正（続き 3）

< 1 > 続

- ⑤ 退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設
- ⑥ 保護命令違反の厳罰化
 - 1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役／200万円以下の罰金

< 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

- ➤ 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、(1) 被害者の自立支援のための施策注、(2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする
- 注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応

< 3. 協議会の法定化 >

- ➤ 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を
- 法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる」）

- 令和6年度のDV防止法改正による影響について、相談件数や保護命令件数の変化を調査しました。
- - 相談件数の変化
- 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は74,135件で、前年より増加しています。特に、電話相談やSNS相談の利用が増えており、DV相談プラスの窓口にも多くの相談が寄せられました。
- - 保護命令件数の変化
- 令和5年中におけるDV防止法（保護命令違反）の検挙は1件で、前年から減少しました。また、DV事案に起因する刑法犯の検挙件数は694件で、前年より減少しています。
- これらのデータから、DV防止法改正により相談件数は増加したものの、保護命令違反の検挙件数は減少していることが分かります。さらに詳しく知りたい場合は、警視庁の公式ページや内閣府の報告書を確認してみてください！

性暴力被害と法改正

不同意性交等罪・不同意わいせつ罪（改正）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下の 1 又は 2 によって、

性交等(※1)をした場合、**不同意性交等罪**【5年以上の有期懲役】

わいせつな行為をした場合、**不同意わいせつ罪**【6月以上10年以下の懲役】
が成立(※2)

1 ①～⑧のいずれかを原因として、

**同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせること、あるいは
相手がそのような状態にあることに乗じること**

- ① 暴行 又は 脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール 又は 薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 …… 例：不意打ち
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕 …… 例：フリーズ
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応 …… 例：虐待による無力感・恐怖心
- ⑧ 経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
…… 例：祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、
不利益が生じることを不安に思うこと

2 **わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は
相手がそのような誤信をしていることに乗じること**

1 や 2 に当たらない場合でも…

3 相手が**13歳未満の子ども**である場合、又は、
相手が**13歳以上16歳未満の子ども**で、行為者が**5歳以上**年長である場合
にも、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立

※1 「性交等」には、性交・肛門性交・口腔性交のほか、膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれる。

※2 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、配偶者やパートナーの間でも成立する。

16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合(※)、**面会要求等の罪**が成立
(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

1 **わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること**

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- ① 威迫、偽計 又は 誘惑 …… 例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
- ② 拒まれたのに反復 …… 例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
- ③ 利益供与 又は その申込みや約束 …… 例：金銭や物を与える、その約束をする

2 1の結果、**わいせつの目的で会うこと** 【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

3 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求
すること 【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

公訴時効期間の延長（改正）

2023年(令和5年)6月23日から施行

1 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長

- ① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など …… 15年 → **20年**
- ② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …… 10年 → **15年**
- ③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → **12年**

2 1の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が**18歳に達する日までの期間**
に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。

※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年(15年+6年)後となる。

聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則（新設）

2023年(令和5年)12月15日から施行

性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の要件をいずれも満たす場合に、
証拠とすることができる。この場合、裁判所は、尋問の機会を与えなければならない。

- ① 供述が、一定の措置(※)が特に採られた状況の下でされたものであると認めるとき
(※)・供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置
・供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために
必要な措置
- ② 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された
性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的姿態等撮影罪など（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態等撮影罪などが成立

1 性的姿態等撮影罪 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」(性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿)を撮影
- ② 不同意性交等罪に規定する①～⑧により、同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせ、又は 相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ③ 性的な行為ではないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は 相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影(※)

(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

2 性的影像記録提供等罪

- ① **1** 又は **5** によって撮影・記録された性的姿態等の画像(「性的影像記録」)を特定・少数の者に提供

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ② 「性的影像記録」を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

3 性的影像記録保管罪

【2年以下の懲役又は200万円以下の罰金】

- 提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管

4 性的姿態等影像送信罪

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

- 不特定・多数の者に、**1** の①～④と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信(ライブストリーミング)

5 性的姿態等影像記録罪

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- **1** の①～④と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら、記録

性的姿態等の画像などの複写物の没収（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

刑罰(付加刑)として、以下の①や②の複写物の没収も可能となる(※)。

(※) 原本は刑法によって没収可能

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物
- ② いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を組成した物等

押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄（新設）

2024年(令和6年)6月20日から施行

検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、その存在形態に応じて、それぞれ以下の①～③の措置をとることができる。

- ① 電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄
- ② それ以外の対象画像
→ 押収物の廃棄
- ③ いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去命令

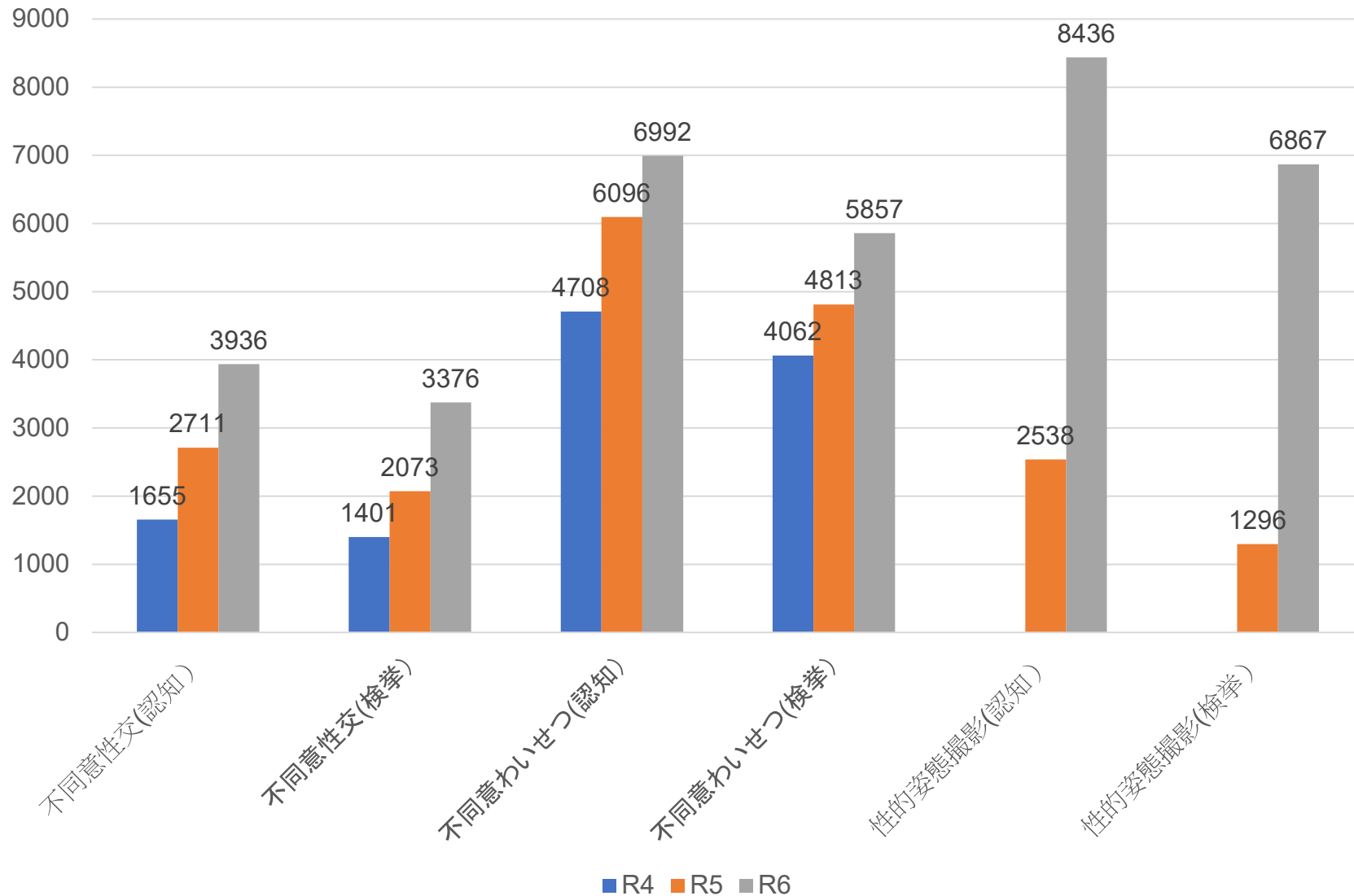
(※) 対象画像

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪に当たる行為により生じたもの
- ② いわゆるリベンジポルノ法の画像
- ③ 児童ポルノ

上記の措置をとるための手続保障として、以下のような規定が整備された。

- ・ 対象画像の所有者等に対する聴聞の手続
- ・ 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続
- ・ 消去の決定等に対する不服申立ての手続 など

警察庁における性犯罪の状況



警察庁 令和6年度の犯罪情勢から

- 大きく増加

- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）違反（8,436件、前年比232.4%増加）
- 不同意わいせつ（6,992件、前年比14.7%増加）
- 不同意性交等（3,936件、前年比45.2%増加）
- なお、不同意わいせつ及び不同意性交等について、男性被害者の数が増加している（不同意わいせつは363人で前年同期比41.8%増加、不同意性交等は156人で前年同期比56.0%増加）。

警察庁 令和6年度の犯罪情勢から(続き)

- これらについては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号。以下「改正刑法」という。）及び性的
 姿態撮影等処罰法により性犯罪に対処するための刑事法が整備
 されたことや、政府として性犯罪の被害申告・相談をしやすい
 環境の整備を強力に推進してきたこともあいまって、認知件数
 が増加したものと推認される。

現況の課題

女性だけでなく、男性も ・ ・ ・

- ・ Gender based Violence
- ・ IPVも性暴力も
 - ・ 男性の被害がはっきり見えるようになってきた。
 - ・ 多様なジェンダーにおける性被害があることが分かるようになった。
- ・ 女性のことだけでなく男性の(働き方、孤独も) 問題も
- ・ インターセクシュナリティの問題

「地方」の問題

- ・ 大都市に偏る支援・法律・医療などの専門的資源
- ・ 地方におけるより強固なジェンダーへの偏見
- ・ ジェンダーベイストバイオレンスへの偏見
- ・ 高齢者への偏り
- ・ 「女性に選ばれる地方」というキャンペーン

女性の雇用の問題が被害者支援にも

- ・ 被害者の女性の長期的な予後での一番の問題は貧困では
 - ・ 基礎年金しか得られない（高齢）女性の貧困
- ・ ワンストップセンターの代替わりがなぜ難しいか？
 - ・ 女性の働き方の変化
 - ・ 支援者女性の経済的不安定